

## 江戸川区政務活動費の交付に関する条例

制定	平成13年3月27日	条例第2号
改正	平成14年7月4日	条例第22号
改正	平成19年3月20日	条例第27号
改正	平成20年9月19日	条例第29号
改正	平成25年2月25日	条例第1号
改正	平成27年3月25日	条例第19号

### 江戸川区政務活動費の交付に関する条例

題名改正〔平成25年条例第1号〕

#### (趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、江戸川区議会議員の調査研究その他の活動（以下「政務活動」という。）に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対し政務活動費（以下「活動費」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成14年条例22号・20年29号・25年1号・27年19号〕

#### (交付対象等)

第2条 活動費は、江戸川区議会における会派（以下「会派」という。）及び議員の職にある者（会派に所属しない者に限る。以下「無所属議員」という。）に対して、その申請に基づき交付する。

2 活動費の交付を受けようとする会派は、代表者及び経理責任者を定めなければならない。

一部改正〔平成25年条例1号・27年19号〕

#### (交付の方法)

第3条 活動費は、毎年度4月、7月、10月及び1月に、当該月から次の交付月の前月まで（以下「交付期間」という。）の月数分を交付する。ただし、交付期間の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月の前月分までの月数分を交付する。

2 活動費は、交付月の1日に交付する。ただし、その日が休日（江戸川区の休日を定める条例（平成元年3月江戸川区条例第1号）に規定する休日をいう。）に当たる場合は、その翌日に交付する。

3 前項の規定にかかわらず、江戸川区長（以下「区長」という。）が特別の事情があると認めるときは、活動費の交付の日を別に定めることができる。

一部改正〔平成19年条例27号・25年1号・27年19号〕

( 会派に対して交付する活動費 )

第4条 会派に対する活動費は、各月1日(以下「基準日」という。)における当該会派の所属議員の数に月額20万円を乗じて得た額を交付する。

- 2 交付期間の途中において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合は、当月分)から活動費を交付する。ただし、議員の任期満了又は議会の解散後、新たに会派が結成されたときは、結成の日を基準日とみなし、その日における当該会派の所属議員の数に月額20万円を乗じて得た額を結成の日の属する月分の活動費から交付する。
- 3 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は第1項の所属議員に含まないものとし、同日において議会の解散があった場合は、当月分の活動費は交付しない。
- 4 活動費の交付を受けた会派が、交付期間の途中において所属議員数に異動が生じた場合は、異動が生じた日の属する月の翌月(その日が基準日に当たるときは、当月)の末日までに、既に交付した活動費の額が異動後の議員数に基づいて算定した活動費の額を下回る場合にあっては当該下回る額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の議員数に基づいて算定した額を上回る場合にあっては会派は当該上回る額を返還しなければならない。
- 5 活動費の交付を受けた会派が、交付期間の途中で解散した場合は、会派は、解散の日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合は、当月分)以降の活動費を返還しなければならない。

一部改正〔平成25年条例1号・27年19号〕

( 無所属議員に対して交付する活動費 )

第4条の2 無所属議員に対する活動費は、基準日に在職する無所属議員に対して、月額20万円を交付する。

- 2 交付期間の途中において無所属議員となった者に対しては、無所属議員となった日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合は、当月分)から活動費を交付する。ただし、議員の任期満了又は議会の解散後、新たに結成されたいずれの会派にも所属せず無所属議員となったときは、無所属議員となった日の属する月分の活動費から交付する。
- 3 活動費の交付を受ける無所属議員が、基準日において辞職、失職、除名若しくは死亡若しくは議会の解散により議員でなくなったとき又は会派に所属したときは、当月分の活動費は交付しない。
- 4 活動費の交付を受けた無所属議員が、交付期間の途中において議員でなくなった場合にあっては議員でなくなった日、会派に所属し、無所属議員でなくなった場合にあっては会派に所属した日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合は、当月分)以降の活動費を返還しなければならない。

追加〔平成27年条例19号〕

(活動費を充てることができる経費の範囲)

第5条 活動費は、会派及び無所属議員が行う政務活動に要する経費に対して交付する。

2 活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

全部改正〔平成25年条例1号〕、一部改正〔平成27年19号〕

(実績報告書等の提出)

第6条 活動費の交付を受けた会派の代表者及び無所属議員は、その年度において受けた活動費に係る収入及び支出の実績報告書を作成し、当該実績報告書及び領収書等の証拠書類(以下「報告書等」という。)を会計年度終了後1月以内に議長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、活動費の交付を受けた会派が解散した場合、当該会派の代表者であった者は、解散の日から14日以内に、前項の報告書等を議長に提出しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、活動費の交付を受けた無所属議員が辞職、失職、除名若しくは死亡若しくは議会の解散により議員でなくなった場合又は会派に所属し、無所属議員でなくなった場合は、その事由が生じた日から14日以内に、同項の報告書等を議長に提出しなければならない。

一部改正〔平成19年条例27号・25年1号・27年19号〕

(透明性の確保)

第7条 議長は、前条の規定により提出された報告書等について必要に応じ調査を行う等、活動費の適正な運用を期すとともに、用途の透明性の確保に努めるものとする。

全部改正〔平成25年条例1号〕

(活動費の返還)

第8条 活動費の交付を受けた会派又は無所属議員が、その年度において受けた活動費の総額から、当該会派又は無所属議員がその年度において第1条に規定する政務活動に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の活動費を返還しなければならない。

一部改正〔平成25年条例1号・27年19号〕

(委任)

第9条 この条例で定めるもののほか、活動費の交付に関し必要な事項は、区長が規則で定める。

一部改正〔平成25年条例1号〕

付 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

付 則（中間省略）

付 則（平成19年3月20日条例第27号）

この条例は、平成19年5月2日から施行する。

付 則（平成20年9月19日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成25年2月25日条例第1号）

- 1 この条例は、平成25年3月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の江戸川区政務活動費の交付に関する条例の規定は、施行日以後に交付される政務活動費から適用し、施行日前にこの条例による改正前の江戸川区政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

付 則

この条例は、平成27年5月2日から施行する。

別表（第5条関係）

支出項目	内容
1 調査費	会派又は無所属議員が行う講習会、調査旅費等に要する経費
2 人件費	政務活動を補助するために、会派又は無所属議員が雇用する者に支払う賃金等に要する経費
3 資料費	会派又は無所属議員が必要な各種資料の作成購入等に要する経費
4 会議費	会派又は無所属議員が政務活動のための各種会議に要する経費
5 事務費	会派又は無所属議員が政務活動を行うため必要な経費
6 区政活動報告費	会派又は無所属議員が政務活動、議会活動及び区の政策について報告し、PRするために要する経費

追加〔平成25年条例1号〕、一部改正〔平成27年条例19号〕